

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 2年 9月 1日 至 令和3年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団うつのみや医院
- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県栗東市十里北の口136番地2
- (3) 設立認可年月日 平成 4年 3月 18日
- (4) 設立登記年月日 平成 4年 4月 1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			
診療所	医療法人社団うつのみや医院	栗東市十里北の口136番地2	
介護老人保健施設			

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実地場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和2年10月31日定時社員総会

事業報告及び決算書類承認の件

次年度収支予算案及び事業計画承認の件

理事及び監事全員任期満了による改選の件

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) その他

様式2

法人名 医療法人社団うつのみや医院
 所在地 栗東市十里北の口 136番地2

※医療法人整理番号

財産目録

(令和3年 8月31日現在)

1.	資産額	72,345 千円
2.	負債額	17,519 千円
3.	純資産額	54,826 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	51,610
B 固定資産	20,735
C 資産合計 (A+B)	72,345
D 負債合計	17,519
E 純資産 (C-D)	54,826

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土地	(□法人所有	■ 貸貸	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建物	(□法人所有	■ 貸貸	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

様式3-4

法人名 医療法人社団うつのみや医院
 所在地 栗東市十里北の口136番地2

※医療法人整理番号 □□□□

貸 借 対 照 表
 (令和3年 8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	51,610	I 流動負債	17,519
II 固定資産	20,735	II 固定負債	0
1 有形固定資産	5,361	負債合計	17,519
2 無形固定資産	495	純資産の部	
3 その他の資産	14,879	科 目	金 額
		I 資本金	7,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	47,826
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	54,826
資産合計	72,345	負債・純資産合計	72,345

様式4-2

法人名 医療法人社団うつのみや医院
 所在地 粟東市十里北の口136番地2

※医療法人整理番号 □□□□

損 益 計 算 書
 (自 令和2年 9月 1日 至 令和3年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	89,552
2 事業費用	72,214
本来業務事業利益	17,338
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	17,338
II 事業外収益	1,198
III 事業外費用	5
IV 特別利益	18,531
V 特別損失	264
税引前当期純利益	0
法 人 稅 等	18,795
当 期 純 利 益	4,617
	14,178

様式5

監事監査報告書

医療法人社団うつのみや医院
理事長 宇都宮 琢史 殿

私は、医療法人社団うつのみや医院の令和3年会計年度（令和2年9月1日から令和3年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 3年10月26日

監事 小松 美帆